

徳島県告示第三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
つたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告
するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持
のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年一月二十三日から同年五月二
十三日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和八年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
MUFG F&Lソリューションズ株式会社	東京都中央区新川二丁目一七番一号	橋爪 栄

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン上板

所在地 板野郡上板町椎本字中ノ内二

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者
の氏名

変更前	変更後
氏名又は名称	住所

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
新日本橋通商株式会社	東京都中央区新川二丁目一七番一号	橋爪 栄
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町一七三三番地	小濱 英之

4 変更年月日

令和七年十月一日

二 届出年月日

令和七年十一月三日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業
部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和八年一月二十三日から同年五月二十三日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号 八八 六一一 一三六七

意見書に記載すべき事項

2 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

意見の内容

意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。